



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 近藤 宜彰
(コード番号 6819)
問い合わせ先
専務取締役 村上 東 哲
電話番号 03-3793-3080

取締役及び監査役の報酬額設定並びにストック・オプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬額設定、並びにストック・オプションとしての新株予約権の付与について、会社法第 236 条、第 238 条第 1 項、第 239 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、下記の要領により平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取締役及び監査役の報酬額設定について

当社の取締役の報酬額については、平成 4 年 6 月 26 日開催の第 17 回定時株主総会において、年額 2 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とすることについてご承認を頂いておりますが、この報酬額とは別に、当社取締役に対してストック・オプションとして交付される下記 2 記載の新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 1 億円以内とするものであります。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

当社の監査役の報酬額については、平成 4 年 6 月 26 日開催の第 17 回定時株主総会において、年額 3,000 万円以内とすることについてご承認を頂いておりますが、この報酬額とは別に、当社監査役に対してストック・オプションとして交付される下記 2 記載の新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 2,000 万円以内とするものであります。

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集を必要とする理由

当該新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであり、当該新株予約権の付与は、当社の中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、また株主価値と対象者との利益を一致させることにより、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員に割当てるものといたします。なお、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を付与することは、ストック・オプションの目的で付与するものであり、会社法第 361 条第 1 項第 3 号及び第 387 条第 1 項の報酬等にそれぞれ該当するものと存じます。

(2) 新株予約権の内容及び数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たり当社普通株式 100 株（以下、「付与株式数」という。）とする。

なお、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する（1 株未満の端数は切り捨て）。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。

ただし、その金額が割当日の前日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月30日より平成26年6月29日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）と当社との間で個別に締結される新株予約権割当契約により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

④新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑤新株予約権の取得条件

- i 新株予約権者が、下記（3）に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- iii その他、当社はいつでも取締役会の決議に基づき、新株予約権を無償で取得することができる。

⑥その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容の決定については、取締役会に委任する。

⑦新株予約権の数の上限

200,000個を上限とする。

（2）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。

（3）新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、執行役員、監査役、顧問及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。
- ③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(4) その他の募集事項

新株予約権の割当日その他の新株予約権の募集事項については、取締役会に委任する。

以 上